

地公退ニエース

No. 130
2016. 5. 10
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端 邦彦

03-3262-5546

退職者連合、社会保障制度充実に向け 二〇一六年政策・制度要求第一次案、対自治体要求指針策定

退職者連合は、三月一五日幹事会および三役会を開催し、二〇一六年度の運動方針案を決定するとともに、一六年度政策・制度要求第一次案、および対自治体要求指針案を策定した。

要求案の基本は、安倍政権の「経済財政諮問会議」や「税制制度等審議会」等を使った社会保障制度の大幅な見直し（給付抑制と負担増）に対抗し、誰もが必要なときに必要な支援を受けられることのできる社会、「人間の安全保障」が完備された社会をめざして策定されている。また、一昨年の医療介護総合確保推進法の施行に伴う新たな自治体計画策定に、地域・自治体から主体的な取り組みを推進するため、介護・医療・交通政策を中心に、「対自治体要求指針」案を策定した。方針や要求は五月の幹事会で総会議案を決定する予定で組織討議が進んでいるが、既に医療・介護分野での各種行政計画の策定が進んでいることから、各県・地域組織も現役組織と連携しつつ「対自治体要求指針」を活用した積極的な取り組みが求められている。

【二〇一六年社会保障制度等に関する要求（原案）】 日本退職者連合

一、持続可能な社会保障制度について

- (一) 「人間の安全保障」が完備された社会に向けて
社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要ときに必要な支援を受けられることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。
- (二) 改革は関係者の合意と機能強化重視で
社会保障の改革は関係者の合意を重視し、機能強化の観点から進めること。
- (三) 社会保障関係費抑制の数値目標の撤廃を
骨太方針二〇一五による社会保障関係費抑制の数値目標を撤廃すること。

二、社会保障教育の推進について

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正しい社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

三、雇用・労働法制について

社会保障の基盤である雇用の安定を図ること。労働者派遣法を第一八九国会改定前に復元するとともに、手当てなし残業を内容とする労働基準法改定案を撤回すること。また、金銭解雇を可能にする法案の検討をやめること。

四、被用者保険の確実な適用と対象拡大について

国として、加入資格を有する労働者を洩れなく被用者保険に入らせるとともに、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について二〇一九年を待たず前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大すること。また、必要に応じて「僅少労働年金」を参考にした制度を導入すること。

五、年金制度について

- (一) マクロ経済スライド調整の名目下限方式の堅持
マクロ経済スライドによる調整にあたっては名目下限方式を堅持すること。
また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。
- (二) 基礎年金拠出期間延長等にかかる選択幅の拡大
① 年金受給者の選択権を前提に、基礎年金拠出期間を延長すること。
② 在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すようあり方を検討すること。
- (三) 公的年金積立金の管理・運用
① 被保険者の利益のための運用
公的年金積立金の運用については、専ら被保険者の利益

のため運用すること。

- ② 被保険者代表参加による合議機関の設置
運用方針の検討・決定については被保険者代表が過半数参加する合議機関でその同意を得て行うこと。また、合議機関の委員はインサイダーとなる業界構成員を除外するとともに、退任後も一定期間回転ドア型の業界再就職を制限すること。
- ③ 公的年金積立金の株式投資比率の拡大撤回
政府が日銀の金融緩和と一体でGPIFに強要した株式投資比率拡大方針を撤回すること。
- ④ 社会的責任投資の推進
株式運用投資では、国連が呼びかけた「責任投資」を推進すること。

六、税制について

- (一) 個人所得税
① 年金課税
年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金所得の社会的性格、及び応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
② 配偶者控除の見直しと年金生活者の負担
配偶者控除の見直しを検討する場合は、年金生活世帯の増税・社会保険料負担増をもたらさない方策を講ずること。
- (二) 法人税
企業の社会的責任を無視した法人税減税をしないこと。
- (三) 復興特別税
① 東日本大震災からの復興・再生を着実に推進すること。
② 復興特別税について、個人所得税を維持して法人税の三年目を不要とした根拠、国の特別会計による事業計画の全貌と執行状況、自治体の事業実績を示すこと。

七、地域包括ケアシステムについて

- (一) 選択可能な統合された医療・介護ケアシステムの確立
利用者の必要性と選択を満たす切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。このため「地域医療介護総合確保基金」を計画的に活用すること。また、医療・介護ケアの基盤となる診療報酬・介護報酬を確保すること。
- (二) サービス提供体制の整備
街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現する

こと。また、地域包括支援センターの機能強化を図ること。

(三) 人材の育成・確保と財政基盤の整備

地域包括ケアシステム確立のために不可欠な人材を育成・確保すること、そのための財政基盤を整備すること。

(四) 関係者間の合意形成を基本に速やかな推進

地方自治体・事業者・市民と協議し、合意形成を図りながら確実かつ速やかに推進すること。

八、医療制度について

(一) 高齢者医療制度

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。「七〇歳以上の高額療養費上限見直し」「七五歳以上の医療費定率負担二割化」「所得に加え金融資産等を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

(二) 公的皆保険の堅持

① 公的国民皆保険を堅持すること。皆保険の崩壊につながる「混合診療」を拡大しないこと。

② 皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。

(三) 新しい国保制度

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

(四) 強制によらない制度運用

医療に関する制度運用にあたっては、目安・情報の提供と協議による選択を重視し、基準・要件による強制を持ち込まないこと。

① 健康診査および保健指導実施状況による後期高齢者支援金の加減算をやめること。

② 保険料の傾斜設定、社会保険を民間保険化することにつながる、個人に対する健康予防インセンティブを名目とする保険料軽減やヘルスケアポイント付与を廃止すること。

九、介護保険制度について

(一) 介護の社会化と被介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。

(二) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の検討

① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。

② 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

(三) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

① 介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中重度者の重度化を防止すること。

② 予防訪問介護・予防通所介護について、新総合事業への移行を撤回し、従来の予防給付に戻すこと。新総合事業移行に関連して示した「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置付ける方針は申請権の侵害になるので撤回すること。

③ 軽度者を含めた必要な介護給付を確保すること。

④ 生活援助サービス・福祉用具貸与等を自己負担化しないこと。

⑤ 地域包括支援センターの機能を強化するために、基幹となる地域包括支援センターを直営で設置し、センター間の役割分担や連携の強化を図るとともに、その人員体制の強化を図ること。

(四) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個

室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。

② 所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。また一般財源化以降顕著になった市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向を改善するために、養護老人ホームの財政基盤の強化を図ること。

(五) 介護事業労働者の処遇改善とその検証

従事者の処遇を改善するために介護報酬（処遇改善加算・サービス提供体制強化加算）を改善し、加算が確実に従事者に分配される方を講ずること。このため、事業者ごとの人件費比率の公開を求めるとともに労働法令違反を一掃すること。「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。

(六) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者に拡大すること。

(七) 利用者負担を増やさないこと

介護保険の自己負担割合は一律を維持すること。利用者負担の算定基礎に資産を含めないこと。

(八) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画

介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。とりわけ市町村介護事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等への被保険者・高齢者団体の参画する仕組みを構築すること。

一〇、貧困・低所得者対策について

(一) 生活保護基準の復元

二〇一三年八月・二〇一四年四月・二〇一五年四月に切り下げた生活保護基準を復元すること。

(二) 自立支援法は権利保障前提に実効ある運営を

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

(三) 「低所得高齢者臨時給付金」は実施しないこと

あいまいな制度趣旨・法的根拠で国政選挙前後に支給しようとすることは政権による露骨な参議院選挙対策ばらまきであり、実施すべきではない。

一一、地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、地域公共交通を充実・整備すること。

(一) 国・自治体が一体となった取り組み進めよ

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(二) 交通事業者に対する安全対策の徹底を

貸切ツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を構ずること。

一二、「マイナンバー」と社会保障個人会計について

(一) 個人情報保護のもと厳格な運用を

マイナンバーについては、厳格な個人情報保護の下、市民合意が得られた範囲での利用とすること。ナンバーを悪用した個人情報への侵入・改竄・なりすまし犯罪を防止するため

に万全を期すること。

(二) 社会保障の個人会計とは遮断した運用に

マイナンバーは個人の特定にのみ使用し、社会保障の負担と給付に関する個人会計とは将来に亘って完全に遮断すること。

一三. エネルギー政策について

(一) 早期完全事故処理と原因の究明・情報開示

汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。

(二) 原子力エネルギーに依存しない社会に向けて

原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すこと。

一四. 積雪・灯油福祉料について

積雪寒冷地の年金生活者に「積雪・灯油福祉料」等を支給できるように自治体に対する財政措置を講ずること。

一五. カジノ賭博合法化阻止について

以上

対自治体要求指針(案)

△地域包括ケアシステム・介護保険▽

(主として市区町村への要求)

一. 選択可能な統合された医療・介護ケア、地域包括ケアシステムの推進

(一) 利用者の必要性と選択を満たす、医療・介護の切れ目のないネットワークⅡ地域包括ケアシステムを推進すること。

(二) 地域包括ケアシステムと整合する、適切な介護保険事業計画を策定すること。また、都道府県と連携し、医療計画および地域医療構想の策定・執行に積極的に関与すること。これらの計画・構想策定過程に市民・関係団体の参画を図ること。

(三) 街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備すること。

(四) 地域包括ケアネットワーク作りに資する「医療・介護総合確保基金(医療分及び介護分)」の活用計画・執行状況を明らかにすること。

(五) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、直営による基幹型センターを設置し、医療・介護・住宅・福祉などの施策連携による総合的な支援機能を強化すること。

二. 介護保険

(一) 予防給付の新総合事業への移行

① 予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業への移行を迅速に進めず、従来のサービス水準を確保するための基盤整備を図ること。また、市民・利用者に対して新総合事業について十分な説明を行うとともに、利用者の合意を得ること。

② 制度改正を理由とした、サービス内容の変更や切り捨て、利用料の引上げを行わないこと。

③ 要介護認定にあたっては、現状の要介護認定システムを基本とし、認定申請時の基本チェックリストの強要やサービスの振り分けを行わないこと。

(二) 認知症施策の拡充

① 新オレンジプランの基本理念「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声掛け・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

② 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。

(三) 安心して暮らすことのできる居住の場の整備

賭博を公認・推進することを内容として議員立法が試みられている「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」は、賭博による市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。関係者と協力して、これを廃案にすること。

一六. 奨学金制度の改革について

高等教育における給付型奨学金を導入すること。また、二〇〇八年社会保障国民会議で検討課題とされた「年金積立金を活用する奨学金」の考え方を含めて、無利子奨学金拡充、有利子奨学金廃止について検討すること。

一七. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。

一八. 審議会等への参画について

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、日本の高齢者組織代表の一つである退職者連合の推薦する者を社会保障審議会の委員に選任すること。

① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。

② 低所得・要介護(要援護)高齢者が安心して暮らせる場を確保するため、養護老人ホームの施設整備と機能強化、職員配置を改善すること。

また、「一般財源化」以降顕著になった「措置控え」によつて「定員割れ」を生じている養護老人ホームについて、利用者の必要性に対応する適正な入所措置を行うこと。

③ 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため都道府県と連携し、虐待防止や防災の観点から実態の把握と必要な指導を行うこと。また、未届け・無届けの各種の実質的な高齢者施設について、実態の把握と必要な指導・助言を行うこと。

(四) 介護労働者の処遇改善と人材確保

① 一五年度改正の介護報酬処遇改善加算の実施状況を把握・分析するとともに、事業者に対して人材確保に資する各種交付金等も積極的に活用して実質的な処遇改善を促すこと。

② 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善の取り組みを強めること。

(五) 介護保険事業に対する被保険者・市民参画の促進

介護事業計画や総合確保基金の活用計画等、各種事業計画策定にあたっては、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制を確立すること。

(六) 国への働きかけ

介護保険について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

① 介護保険費用の国負担分二五%のうち、現在調整交付金に充てている五%は国で別財源を措置し、二五%全額を保険者に交付すること。

② 一五年制度改正で実施されつつある、予防訪問介護・予防通所介護の新総合事業への移行を撤回し、予防給付に戻すこと。「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置づける方針は、申請権の侵害につながるので撤回すること。

③ 経済財政諮問会議等で提起されている「要介護一・二の通所事業を総合事業へ移行」「生活援助サービス等の自己負担化」「介護保険の自己負担割合増」「利用者負担の算定基礎に資産を付加」を実施しないこと。

④ 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えらるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

⑤ 「一億総活躍社会・五〇万人分の施設整備」は、入所施

設増設に偏ることなく、小規模多機能型サービス等の地域・在宅生活を支える基盤整備を重視すること。

⑥ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。

△医療制度▽（都道府県・市区町村要求）

（一）新しい国保制度

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

（二）国への働きかけ

医療制度について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

① 「七〇歳以上の高額療養費上限見直し」「七五歳以上の医療費定率負担二割化」「所得に加え資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

② 皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を

排除すること。

△地域公共交通の充実▽（都道府県・市区町村要求）

（一）高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

（二）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、「交通政策基本計画」に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定やそれに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。

（三）利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化を実現すること。このため、警察、交通事業者等と連携して、諸施設のバリアフリー化を進めるとともに、路面整備、乗り継ぎの円滑化をはかるため交通結節点を整備すること。

第一九〇国会の動向

第一九〇国会は一月四日に開会され、六月一日までの一五〇日間の会期で開かれている。七月に参議院選挙があるため会期延長は無い模様。また、しきりに観測が出た衆参同時選挙について、報道では九州大地震のため政権が断念したと伝えられる。

安倍政権はこの国会では、参院選で勤労市民の反感を買う法案は一部を除いて提案を見送り、提案した法案も全部の強行成立はしない方針だといわれる。また、公費による選挙買収というしかない「投票日直前に、低所得の高齢者に対して一回限りの三万円の臨時給付金」を支給する「予算も決めた。裏返せば、政権は参院選の前には耳あたりの良いテーマを前面に出し、参院選終了後の臨時国会と来年春の通常国会では第一九〇国会で「継続審議（閉会中審査）」にした持越し法案と「骨太方針」の工程表に記載された新たな社会保障の給付削減・負担増を一気に進めると見なければならぬ。

第一九〇国会では閣法として、①労働基準法、②確定拠出年金法、③雇用保険法、④所得税法等、⑤再エネ電気調達特措法、⑥特商法・消費者契約法、⑦TPP批准と関連法、⑧年金法など、前国会からの持越し九法案と、新提案五五法案が審議され、四月末時点で二四法案が可決されている。会期中審議動向を注視し、意見反映する必要がある。

労働基準法（継続審議・審議中）

「多様で柔軟な働き方」という名目で、「一定の年収を有する高度専門業務従事者」に手当なし残業を合法化する案。スタートするときの対象は限定するとしているが、これまでの他の制度同様、導入後の急拡大が想定される。

連合は、前国会で強行可決された「派遣法改悪」に引き続き反対

熊本を中心とする大震災への支援を

連合「九州地震災害対策救援本部」を設置

退職者連合は連合組織カンパに協力決定

連合は四月一四日以降続いている熊本県・大分県を中心とする大規模地震による被災者救援のため神津会長を本部長とする「熊本県を中心とする九州地震災害対策救援本部」を設置し、被災地救援特別カンパの実施など当面の対策を決定した。退職者連合も同日、緊急カンパ等の取り組みを決定し、構成組織にカンパへの協力要請を行った。地公退はこの退職者連合の要請を踏まえ、産別ごとに現役組織と連携し取り組みを強めていく。

現地の状況

現地では、未曾有の激震が続き、建物の倒壊や地滑り等で多くの犠牲者が出ている。また、長引く余震により、困難な避難所生活を

するとともに、労基法改悪は過労死促進制度であるとして絶対に認めない態度で運動している。現役労働者の雇用が劣化することは、社会化された扶養である社会保障の財源の支え手が弱体化することを意味し、高齢者の生活に直接悪影響を及ぼす。

所得税法等（可決）

可決された一六年度税制改定では、「法人税の前倒し減税」「消費税増税に伴う軽減税率導入」などが決定された。法人税については経団連の自民党への政治献金再発表表と同時期に行われた官邸と経営者団体との密室協議により三段跳びで一八年度までに実効税率二九・七四（国税二三・二）%にする減税前倒しを決めた。

累増する国債、財源不足の下では1%で約五千億円にあたる法人税を減税する財政余地はない。また、減税しても企業の内部留保と投資家への配当が増えるだけで、需要を生み出す賃上げ・付加価値向上のための投資には向かわない。経団連が企業の社会的責任を否定し「政治献金」によって政治を買い取り、大企業減税をゆがんだ形で家計に転嫁することは許せない。

年金法（審議中）

年金については、①五〇〇人以下の企業で労使合意があれば被用者保険適用を拡大、②国民年金第一号被保険者の産前産後の保険料免除、③年金額改定ルールの見直し（a. マクロ経済スライドのキャリアオーバー方式化、b. 賃金変動が物価変動を下回る場合に年金額は賃金変動に合わせて改定）、④GPIF組織の見直しなどに係る規定等が審議されている。

「適用拡大」は法案のような小手先の微増ではなく、前倒しして抜本的に拡大すべきである。「年金額改定ルール」は保険料率上限固定の下で、現受給世代の受給水準と子や孫の受給水準のバランスをとるためにマクロ経済スライドをいかにすべきか、関係者が率直に検討を深めるべきテーマである。

余儀なくされ、健康状態の悪化が深刻化している。

連合の対応

- （一）二〇日に連合熊本に緊急カンパを手渡し、激励。
- （二）状況を把握次第、連合本部から現地駐在員を派遣する。
- （三）中央、地方で救援カンパ行動を行う。
- （四）産別・構成組織に緊急カンパ活動の実施を要請する。
- （五）ボランティアは、現地の連合熊本と連携して対応する。

退職者連合の対応

- （一）連合と連携を密にして対応する。
- （二）会員に情報を発信し、カンパへの協力をお願いする。
- （三）地方連合会の救援カンパ活動に地方退職者連合は協力する。

地公退の取り組み

救援カンパをはじめとした支援活動については、構成組織毎に現役組織と協力して積極的に取り組む。